

## 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書提出に関する請願

### ●請願趣旨

障害者自立支援法の本格施行から1年半が経ちました(以下、自立支援法)。自立支援法は、逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、障害福祉との統合に道を開き、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定されました。そのため自立支援法は、障がい者の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入しました。

ところが自立支援法の施行によって、全国各地で多くの問題が噴出しました。居宅サービスの利用を控える人、施設への通所を断念する人、また利用料が払えずに滞納が嵩んでしまった人などが続出しました。町田市の当事者も、その例外ではありません。

こうした問題に対処するために厚労省は、本格施行後わずか2ヶ月後の2006年12月、期限付きの「特別対策」を発表しました。さらに厚労省は、その1年後の2007年12月に、「緊急措置」を発表しました。本格施行後わずか1年余りの間に、2度もの修復をせざるを得なかったのです。

また2008年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年にあたります。すでに厚労省は、法改正の検討をスタートしましたが、1年前の2007年5月、厚労省のもとに設置された介護保険と障害福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、2009年の統合を見送る中間報告を発表しました。また同年12月、自民党・公明党の与党プロジェクトチームは、報告書「自立支援法の抜本的見直し」を発表し、「定時改正」の検討にあたって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言しました。つまり自立支援法は、2度にわたる修復を重ねたにもかかわらず、「定時改正」を迎えるにあたって、法制定の根拠から見直す必要が迫られているといえます。

ついては、自立支援法の「定時改正」において、その抜本的見直しを政府に求めるために、以下の項目について請願いたします。

### ●請願項目

障害者自立支援法の「定時改正」に対して、以下の諸点を盛り込んだ「抜本的見直しを求める意見書」を決議し、政府関係機関に提出してください。

- (1) 障がい者の所得の実態とともに、障がいに着目した負担制度のあり方を検討してください。
- (2) 適切なサービスを保障できる報酬水準を確保するとともに、市の「超過負担」を考慮した報酬体系に改めてください。
- (3) 「定時改正」にあたっては、障がい者とその家族等の実態にもとづいた自立支援法の徹底的な検証をおこなうとともに、市の意見を十分反映してください。